

県南広域振興局長告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年8月28日

県南広域振興局長 田村均次

理事

菊池 章 北上市稲瀬町地藏堂66番地1